

第Ⅱ章 国・静岡県の観光動向

1 我が国の観光に対する取組

平成25年、我が国への訪日外国人旅行者が1,000万人を突破し、今後、さらにグローバル社会の進展が予想されます。平成25年の富士山の世界文化遺産登録や、平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピック開催が決定したことから、我が国では、国内観光はもとより、訪日外国人旅行者を増やす施策に対しても積極的な取組を進めています。

訪日外国人旅行者1,000万人突破という数字は必ずしも驚くべき数値ではありません。世界一多くの外国人来訪者を受け入れているフランスは日本の8倍もあり、外国人旅行者受入ランキングでは日本は世界の39位、アジア諸国の中でも8位と国際観光面ではまったくの開発途上国です。日本には現在、留学生、就学生、就労者を含め、200万人の外国人(出入国管理統計年報2012年度版)が暮らしていますが、日本に暮らす外国人は、著名な都市や観光地以外にはあまり訪れていないのが現状です。

しかしながら、今日、交通インフラ整備の進展に伴い、行動範囲も少しずつ変化しており、平成26年6月に東名・新東名高速道路に接続した圏央道により、関越自動車道沿いの群馬県の富岡製糸場と東名・新東名高速道路沿いの静岡県の富士山といった、複数の世界遺産を結ぶ観光振興に追い風が吹いています。

このような動きを捉え、我が国は、平成32年の訪日外国人旅行者2,000万人突破という目標を掲げています。

2 国の観光展望

平成25年度版「観光白書」によると、これからの我が国の観光振興における主要課題は、訪日外国人旅行者の誘致拡大であるとしており、反面、日本人観光旅行者の国内移動についてはほとんど触れられていないのが特徴的です。

このことは、従来の「観光地域づくり」が日本国内旅行における地域間競争に関心を注ぐことが主であった時代から、グローバル社会での国際競争力が問われる時代になったことの表れであり、そのための「日本の顔づくり」が求められています。

我が国にとっては、地域資源に基づいた「地域の顔づくり」こそ「日本の顔」となることから、地域の取組むべき施策が問われています。



今日の観光とは、地域の持つ優れたものや希少価値のあるものを、興味を持って観たり、学んだり、食べたりすることであり、それらを国や地域の人々が誇りを持って海外に示すことが、観光立国日本の取組に他なりません。

今後、訪日外国人旅行者2,000万人時代の実現に向けて、訪日外国人旅行者のさらなるリピーター化及び地方への来訪促進を図るためには、各地域ならではの魅力について、外国人旅行者が体験しやすくなる環境を整えることが必要です。

3 静岡県の観光に対する取組

静岡県は、富士山の世界文化遺産登録を契機に、本県の多彩で魅力ある観光資源を後世に継承していくべきことを再認識し、県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が一丸となって地域の魅力を推進する必要があるとしており、そのための「静岡県観光振興条例」の制定や、ふじのくに観光躍進基本計画の推進に取り組んでいます。

①静岡県観光振興条例の概要

【目的】

観光の振興に関する施策を総合的に推進し、本県の持続的な発展及び真に豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与

【基本理念】

- ・観光資源の有効活用、次世代への継承
- ・地域住民が愛着と誇りを持つ活力に満ちた地域社会の形成
- ・地域における創意工夫を活かした主体的な取組の尊重
- ・観光客が安全に安心して快適に観光を楽しめる環境の整備
- ・主要な産業としての観光の発展

【責務・役割】

県、観光事業者、観光関係団体、県民等

【基本方針】

- ・国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- ・観光産業の振興並びに観光の振興に寄与する人材の育成
- ・観光客の来訪の促進
- ・安心、安全で快適な観光を促進するための環境の整備

②ふじのくに観光躍進基本計画の概要

【基本理念】

「魅力ある観光地づくり」の原点回帰

日本人の心の源・日本のシンボル「世界遺産 富士山」をあずかる“ふじのくに”
の名にふさわしい世界水準の持続的な観光地づくり

【計画期間】

平成26年度～平成29年度（4年間）

【観光による「地域の魅力向上」に向けた3つの戦略】

1. “ふじのくに”の真の魅力を活用した観光地づくり
～地域の本物の魅力と誇りの再構築～
2. ターゲットを明確にした誘客促進
～国内外の情勢の変化に柔軟に対応しうる誘客戦略～
3. おもてなし日本一の基盤づくり
～「心」あるおもてなしと観光客の利便の促進～